

アジェンダ

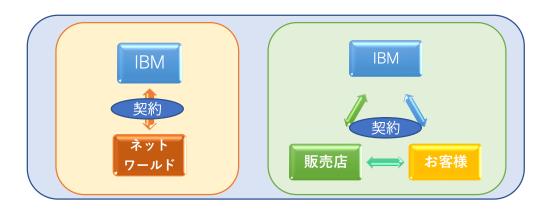
- 1. 契約締結方法の種類
- 2. 再販契約について
- 3. 委託契約について
- 4. 委託契約の注意事項
- 5. 求償の制限について

注:この資料ではハードウエア保守について記述しています。

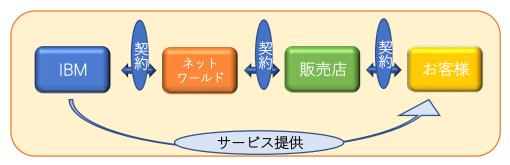
1. 契約締結方法の種類

*契約書は販売店の希望に応じて作成します。

- ◆再販契約 (IBM所定契約書で締結)
- IBM所定の契約書でお客様・販売店・IBMの間で三社捺印の契約書を締結。
- ・ 商流は基本的に以下の通り。IBM→ネットワールド→販売店→お客様。
- 販売店とお客様との間に別の販売店が介在する場合、その販売店分の契約書は用意されない。※



- ◆委託契約(各社独自の契約書で締結)
- 販売店がお客様との契約に基づき履行義務を 負うサービスを、IBMがネットワールド (ディストリビューター)からの委託を請け てお客様に対して実施。
- 各社間にて契約締結を行うので、独自のサポートを織り込むことが可能
- 契約書にIBM所定の条件を含める必要がある。



※商流例外申請が必要な場合あり

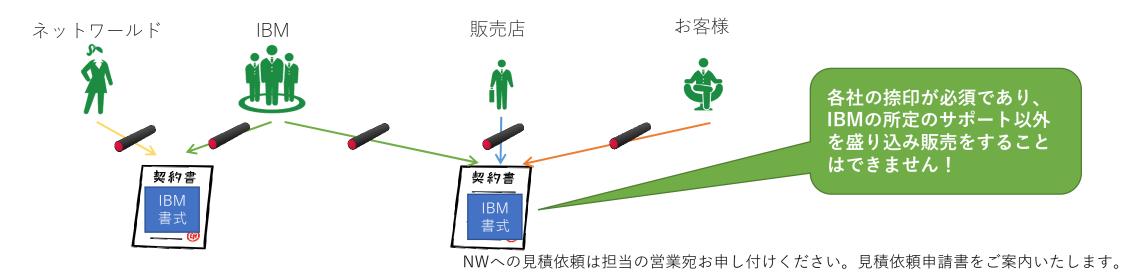
2. 再販契約について

◆ポイント

• IBMの契約書を、「IBM」「販売店」「お客様」で締結。

◆注意点

- 販売店は、IBMビジネスパートナー契約を締結していることが前提。
- 販売店とお客様との間に別の販売店が介在する場合、その販売店分の契約書は用意されない。
- 各社捺印が必要な為、確認等に時間が掛かる場合がある。
- お客様に対しての保守に販売店は独自のサポートを盛り込むことは不可。



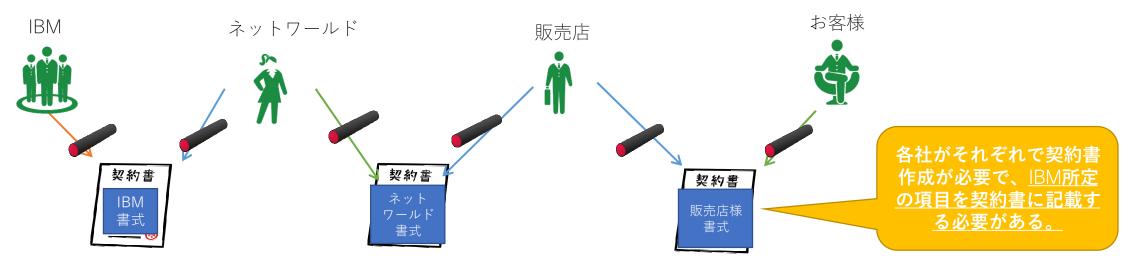
3. 委託契約について

◆ポイント

- 販売店は、**IBMビジネスパートナー契約**を締結していることが前提。
- 各社がそれぞれ書式の契約書で締結する為、各社の責任で契約が可能。
- 独自のサービスを組み込んだ保守契約を、販売店側で締結可能。

◆注意点

- 各社が自社用の契約書を作成する必要があり、各社が自社の契約書に責任を持つ。
- 契約書にはIBM所定の項目を契約書に盛り込む必要がある。



NWへの見積依頼は担当の営業宛お申し付けください。見積依頼申請書をご案内いたします。

4. 委託契約時の注意事項

- 委託契約を締結する際に、各社の契約書には「IBM所定の項目」以下の記載が必要となります。
- 1. ネットワールド(ディストリビューター)と、販売店間の契約書に【日本IBM 保守ご提供条件】を差し込む。
- 2. お客様とのご契約書に【**求償の制限**】と【日本IBM サービスレベル内容】を差し込む

◆注意事項

- お客様との契約書に差し込まれているか、パートナー契約書に則りIBMによって**不定期に確認が実施**される。
- 違反を犯した販売店へ委託契約を認めないなどの処置を実施する事がある。
- 販売店とお客様との間に別の販売店が介在する場合も、契約書に上記を盛り込む必要がある。



5. 求償の制限について

- 契約によって生じた損害賠償について、直接契約を取り交わした販売店にのみ請求を行い、その委託先には直接請求を行わないという制限。
- 委託契約の場合IBMへ直接請求を行えない。

